

トロコ地区 地すべり防止区域台帳

整理番号	24	指定年月及び番号	昭和48年1月5日 建設省告示 第 10号	追加	昭和54年6月14日 建設省告示 第 1122号	都道府県知事名	秋田県知事
------	----	----------	--------------------------	----	-----------------------------	---------	-------

地すべり防止区域	<p>建設省告示第千二百二十二号 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三條第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。 昭和五十四年六月十四日 建設大臣 渡海元三郎</p> <p>トロコ地すべり地域(追加) 次に掲げる地番の土地に存する標柱十三号から二十一号までを順次結んだ線、標柱二十一号と二十二号を熊沢国有林四四四林班の境界線に沿って結んだ線及び標柱十三号と二十二号を昭和四十八年一月五日建設省告示第十号で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた区域 秋田県鹿角市八幡平 熊沢国有林四四四林班も小班 十三号及び十四号 み小班 十五号及び十六号 き小班 十七号及び十八号 こ小班 十九号 こ小班 二十号 ろ小班 二十一号 ろ小班 二十二号</p>	<p>建設省告示第十号 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三條第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。 昭和四十八年一月五日 建設大臣 金丸 謙</p> <p>トロコ地すべり地域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線と標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた区域 鹿角市 大字 字 地 標柱番号 秋田県 鹿角市 八幡平村 長谷川 林班四有 四二林班も小班 一号 四四林班七も小班 一号から四号まで 五号 六号から一七号まで 四四林班も小班 一七号及び一八号 三〇林班も小班 一七号及び一八号 三〇林班も小班 一七号及び一八号 二〇六 二〇八</p>
----------	---	---

地すべり防止区域の面積	41.33ヘクタール
-------------	------------

地すべり防止区域の概況	区分	耕地			林地	耕地及び林地以外の土地	人家	道路、鉄道又は軌道(種類別延長を記入すること。)	官公署、学校病院、神社又は仏閣(種類別に数を記入すること。)	その他
		田 ヘクタール	畑 ヘクタール	計 ヘクタール						
区域の概況	地すべり区域		0.70	0.70	33.43	4.10	1	国道市道 1200m 500m	トロコ除雪基地(秋田県)	温泉旅館1
	地すべり区域以外の被害区域				3.10					
	区域外被害区域		0.20	0.20	5.30	0.40		国道市道 400m 200m	発電取水堰(秋田県公営企業課)	
	計		0.90	0.90	41.83	4.50	1	国道市道 1600m 700m	トロコ除雪基地(秋田県) 発電取水堰(秋田県公営企業課)	温泉旅館1

地すべり概況	地すべり概況	現在の滑動状況		過去の滑動状況		地すべりの深度		地すべりの傾斜		地質その他の参考事項	
		平成2年 A-1-1ブロック 大規模変動		昭和36年、昭和42年 昭和52年		20~30m		10~12°	新第三紀 堆積岩(泥岩、凝灰岩)		

地すべり防止施設	位置	種類	名称	管理者名	所有者名	構造	数量	竣工年月日	砂防指定地又は保安林若しくは保安施設地区の内外の別		摘要

地すべり防止区域とは砂防指定地又は保安施設区域との重複関係	砂防指定地と重複指定。砂防堰堤2基 (S37 H=8.5m L=72.1m、S50 H=15.5m L=104.0m) 土地は大半が国有林。保安林指定は無し。
-------------------------------	--